



佐賀県公報

（◎印は、県例規集に登載するもの）

目 次 告 示

- 青少年に有害な図書等の指定
 - 土地収用法に基づく事業の認定
 - 〃
 - 都市計画事業変更の認可
- (一一一・こども課) 一
(一二三・土地対策課) 三
(一二四・〃) 四
(一二五・まちづくり推進課) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第百二十二号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年三月十一日

佐賀県知事 古川康

平成17年
3月11日
(金曜日)
第 12578号

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-260	これが本当！人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 4月号増刊	(株)バウハウス	18764-04 2005年4月21日	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-261	漫画 ばんがいち 4月号	(株)コアマガジン	18295-04	
"	16-262	若妻〔ヤンツマ〕 Vol. 22 4月号	(株)バウハウス	08841-04	
"	16-263	漫画ダイナマイト 4月号	辰巳出版(株)	05979-4	
"	16-264	にっぽん 話題スクープ 4月分	(株)日本出版社	07027-4	
"	16-265	コミック まるるまん Maruman 本当にあったHな話 4月分	(株)ぶんか社	13701-4	
"	16-266	もっとすごい本当の出会いのH話 Vol. 18 増刊Dr. ピカソ 4月号	(株)バウハウス	06636-04 L2005/4/17	
"	16-267	ストリートナンパ Don't 4月号増刊	(株)サン出版	06778-04 4/22	
"	16-268	新妻が好きッ！ Vol. 4 GOKUH 4月号増刊	(株)バウハウス	03798-04	
"	16-269	スーパー写真塾 4月号	(株)コアマガジン	15431-04	
"	16-270	月刊メルフレ ボンバー NO-047 4月号	KKベストセラーズ	08513-04	
"	16-271	ドキュメント ジャンクション vol. 11 増刊若妻(ヤンツマ) 4月号	(株)バウハウス	08842-04 L2005/4/21	
"	16-272	〔月刊〕ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No. 88 4月号	KKベストセラーズ	04039-04	
"	16-273	月刊バチエラー [BACHELOR] 4月号	(株)ダイアプレス	07537-04	
"	16-274	Dr. ピカソ NO. 121 4月号	(株)バウハウス	06635-04	
"	16-275	THE パワフル Vol. 19 別冊GON! 4/1増刊	ミリオン出版(株)	18186-4 4/15	
"	16-276	GIGA DEEPER ギガ・ディーパー vol. 01	マイウエイ出版(株)	68292-97 2005-8	

●佐賀県告示第百二十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条及び法第二百三十八条第一項において準用する法第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十七年三月十一日

佐賀県知事 古川康

一起業者の名称

西有田町

二 事業の種類

結いの里交流館(仮称) 整備事業

三 起業地

(一) 土地

佐賀県西松浦郡西有田町大木字樋杓川地内

イ 使用の部分

ア 収用の部分

イ 建物
ア 収用の部分

佐賀県西松浦郡西有田町大木字樋杓川地内

イ 使用の部分

ア 収用の部分

佐賀県西松浦郡西有田町大木字樋杓川地内

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性について

結いの里交流館(仮称) 整備事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関するものであるため、法第三条第三十二号に該当する。

よつて、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断さ

れる。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である西有田町は、一般会計等により既に財源措置を講じていること等から、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

よつて、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

西有田町老人福祉センターの周辺には福祉施設が集まっているが、各施設間の配置状況から連携が図れない、福祉施設の利用者が増加し需要に対応できない等の問題が生じている。

このため、本件事業により、福祉施設の近隣に存在する住宅を改修し、周辺施設を相互に結ぶ経路を設けて、子どもから高齢者まで交流が図れ、生きがい活動を支援する拠点施設を整備する。

これにより、前述の問題が解消され、世代間の交流促進の助長、健康寿命の延伸や生きがい対策の充実に寄与することが見込まれる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

工事規模等から周辺環境への影響は小さいものと考えられること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等から、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

本件事業の目的を達成するため、周辺の福祉施設等との連携や利便性等を考慮し、最も適切な候補地が採用されている。また、当該地には本件事業に利用可能と判断される建物が存在するため、既存建物を改修して利用する案と建物の新設案について、工事内容及び経済性を検討し、

合理的と判断される既存建物の改修案が採用されている。

工 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように事業計画は代替案と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、平成十五年に策定された第三次西有田町総合計画で主要施策と位置付けられ、同計画の第一期実施計画書で平成十五年度から実施することとされていることや、今後の高齢者の増加等を考慮すると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を実現するために必要な範囲であると認められる。

さらに、起業地の範囲には一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

よつて、本件事業は、土地及び当該土地の上にある建物を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(五) 結論

以上のことおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて満たすものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
西有田町健康福祉課

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十七年三月十一日

佐賀県知事 古川 康

一起業者の名称
山内町

二 事業の種類
山内町大野地区農業集落排水資源循環統合補助事業に伴う処理場建設事業

三 起業地
(一) 収用の部分
佐賀県杵島郡山内町大字大野字館地内

(二) 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性について

山内町大野地区農業集落排水資源循環統合補助事業に伴う処理場建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十一号に規定する「地方公共団体が設置するその事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よつて、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、平成十五年度に農林水産省の農業集落排水資源循環統合補助事業実施地区として採択されていること等から、起業者である山内町は本件事業を実行する権能を有すると認められる。

よつて、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

近年の生活様式の高度化、農業生産様式の変化等により、農業用用排水の汚濁が進行し、農業生産環境及び農村生活環境に大きな問題が生じている。このため、本件事業により農業集落におけるし尿、生活雑排水等の污水を処理する施設を整備する。

これにより、農業用用排水及び公共用水域の水質保全、農業用用排水施設の機能維持並びに農村生活環境の改善に寄与するとともに、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資することが見込まれる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

起業地の周辺はほとんどが農地であること及び汚泥改質装置の設置により臭気対策を行うこととしていることから、住宅への臭気の影響は極めて小さいものと考えられる。このことから、失われる利益については軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、三候補地について、住宅との距離等の社会的条件、工事内容、工事施工の難易度等の技術的条件及び工事費等の経済的条件を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性について

(三)のアで述べたように農業生産環境及び農村生活環境に問題が生じていること、本件事業は平成十六年三月に佐賀県が策定した佐賀県汚水処理整備構想において平成十九年度に供用開始するものと位置付けられていること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、起業地の範囲は、資源循環統合補助事業農業集落排水施設設計指針に定められている規格に基づき、大野地区の汚水処理のために必要な範囲であると認められる。

さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(五) 結論

以上のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて満たすものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

山内町下水道課

●佐賀県告示第二百一十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称
神埼町

二 都市計画事業の種類及び名称

申購 込先	購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共 佐賀県経営支援本部総務法制課	神埼都市計画公園事業 四・三・一号 神埼中央公園
三 事業施行期間	平成十二年七月三日から 平成二十年三月三十一日まで	
四 事業地		
使用の部分	変更なし	
収用の部分	変更なし	

発行者 佐賀県知事 古川康行
平成十七年三月十一日印刷及び発行

印 刷 所 西 部 印 刷 企 画 (株)
發行定日 每週月水金曜日